平成２３年（フ）第２０２号
愛知県岡崎市竜美南４丁目11番地２　シャンピア吉久Ａ202、従前の住所岐阜県多治見市前畑町１丁目23番地　メイゾン陶都501
破産者　村上　正樹
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
愛媛県松山市福音寺町720番地４　清水マンション107号
破産者　竹本　泰造
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
福岡県朝倉郡筑前町安野105番地１　コア・やすの205号室、申立時の住所福岡県久留米市北野町大城80番地６
破産者　中冨　功司
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５３号
宮崎県延岡市野地町４丁目3537番地１
破産者　大町　厚夫
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７０号
宮崎県日向市大字日知屋16345番地５
破産者　橋倉　高尚
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第３１号
京都府綾部市西町１丁目48番１号　カサセントロ701
破産者　髙倉　信正
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１０号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1200号
破産者　中央興産株式会社
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１５号
愛知県額田郡幸田町大字横落字郷東19番地１
破産者　有限会社一光堂
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
愛知県刈谷市一ツ木町２丁目７番地32
破産者　津具電子有限会社
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３４７号
京都市上京区堀川通丸太町上ル上堀川町126番地　ルイシャトレ二条城203号、商業登記簿上の本店所在地京都市東山区五条橋東４丁目449番地
破産者　有限会社道仙
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６６号
京都府京田辺市田辺沓脱34番地
破産者　有限会社西川米穀店
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１１７号
山形県鶴岡市平京田字屋敷廻61番地２、開始決定時の住所山形県鶴岡市大塚町18番６号フラワータウンＥ棟
破産者　佐藤三喜雄
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３４５９号
横浜市港南区上大岡東１丁目２番12号　ヒルサイド喜多見第２―403
破産者　長島　　武
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６０号
横浜市港南区上大岡東１丁目２番12号　ヒルサイド喜多見第２―403
破産者　長島　京子
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１１号
金沢市辰巳町ト18番地２、従前の住所石川県白山市河内町江津イ10番地２
破産者　田中　浩二
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２１号
岡山県笠岡市大河465番地１
破産者　清水　浩俊
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
佐賀県唐津市二タ子１丁目６番42号、前住所佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦314番地８
破産者　福浦　正子
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部